ほうじん 新潟

No.12

令和6年2月20日発行

発行
一般社団法人
新潟県法人会連合会

日本海に冬の虹（西区内野）

ごあいさつ

令和6年能登半島地震で被災された関係者の方々には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

新潟県法人会連合会の運営にあたりましては、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでまいりました。また、そうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図っております。

それにより、今日まで幅広い数々の事業活動を積極的に推進するとともに、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に貢献し、県内各会のけん引役を果たしてまいりました。

新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられ、ウイズコロナにおける生活様式が確実に広まり見せていますが、エネルギーや原材料価格の高止まりを主因とする物価高騰、賃上げなどが重なり、企業の経営環境は一段と厳しさを増しています。当会としても皆様の健康と安全を第一とする姿勢を堅持しつつ、中小企業の活性化に資する税制の実現を目指すとともに地域社会の発展に寄与できる事業の実施に向けた取組を継続してまいります。

引き続き、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長　坂井　克敏

「令和６年度税制改正に関する提言活動」

各県連からの「令和６年度税制改正要望」を踏まえて「令和６年度税制改正に関する提言」が９月19日開催の全法連理事会において決議されました。

これを受け、全法連では、10月から11月にかけて、財務省・国税庁・総務省・中小企業庁、さらに自民党・公明党・立憲民主党等など各政党宛に提言書を提出。

新潟県連では、各単位会の会長・税制委員長ほか、役員の方々の協力を得て、新潟県選出の衆参両院、国会議員13名及び県知事・県議会議長・市長・市議会議長計21自治体42名の方々に提言書を提出しました。中小企業の活性化に資する税制措置をはじめ、事業継承税制の拡充・行政改革の徹底などを強く求めました。

令和６年度税制改正スローガン

○財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
○企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
○経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
○中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

令和６年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

Ⅰ．税・財政改革のあり方

・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

１．財政健全化に向けて

・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは２０２５年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝ＰＢ）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

⑴財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

⑵国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。

・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

⑴年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

⑵医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆

な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80％以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3．行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4．マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5．今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

1．中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。また、昭和56年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも１、６００万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和６年３月末日となっている適用期限を延長する。

(3)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、

事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和６年３月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

２．事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は１年間延長され、令和６年３月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

３．消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ．地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立っ

て行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ．震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ．その他

1．納税環境の整備
2．環境問題への対応
3．租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1．役員給与の損金算入の拡充

(1)役員給与は損金算入とすべき
(2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2．交際費課税の適用期限延長
3．中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

所得税関係

1．所得税のあり方

(1)基幹税としての財源調達機能の回復
(2)各種控除制度の見直し
(3)個人住民税の均等割

2．少子化対策

相続税・贈与税関係

1．被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3・40→令和2年2・73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8・0％から令和3年は9・3％と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

2．経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

地方税関係

1．固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

(1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
(2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
(3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
(4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
(5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2．事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3．超過課税
4．法定外目的税

その他

1．配当に対する二重課税の見直し
2．森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

3．電子申告

キャッシュレスの納付手続一覧

☆★詳しくは、各ＱＲコードからアクセス★☆

安全・便利！

ダイレクト納付

〈便利に利用できる方〉
・源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）など、頻繁に納付手続をされる方
・納付日を指定されたい方
・確定申告前に見込み額をあらかじめ納付されたい方(ダイレクト予納)

法人の方におすすめ！

・ダイレクト納付・振替納税について
個人の方はe-Tax(Web版・SP版)を利用することで
オンラインで申込みできます。

インターネットバンキング

〈便利に利用できる方〉
・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方
・源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）など、頻繁に納付手続をされる方

振替納税

〈便利に利用できる方〉
・申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方

個人の方におすすめ！

スマホアプリ納付

６つのＰａｙ払いから納付手続きができます。

PayPay　d払い　au PAY
LINE Pay　Pay　amazon pay

〈便利に利用できる方〉
・上記のアプリを利用されている方
・金融機関等が近隣にない方
・平日の日中に時間のとれない方

※アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能となります。

クレジットカード納付

〈便利に利用できる方〉
・クレジットカードを利用されている方
※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。

その他の納付手続はこちら

手続の詳細のほか、税に関する情報については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。　国税庁　検索

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「第11回通常総会」開催

令和5年度通常総会が、6月14日㈬ホテルイタリア軒にて開催された。

一般社団法人に移行後11回目となる本通常総会では、令和4年度事業報告・決算承認、令和5年度事業計画・収支予算報告、及び役員選任議案、定款変更議案の審議が行われた。

総会では永塚会長の退任と新会長に坂井克敏氏の就任が承認された。

その後、「関東信越国税局長感謝状贈呈式」、「全法連功労者表彰伝達式」、「県連功労者表彰式」「福利厚生制度推進表彰式」を行い、各表彰受賞者に対して、表彰状が授与された。

永塚前会長のご挨拶

「第39回法人会全国大会(群馬大会)」開催

令和5年10月18日㈬、高崎市の「高崎芸術劇場」において、法人会全国大会が開催された。全国の法人会会員約1、400名が参加、新潟県連から14名参加した。

第一部は、前橋工科大学理事長、日本通信株式会社代表取締役社長の福田尚久氏により、「好機到来」と題して、アップル米国本社副社長時の経験などにふれながら記念講演が行われた。

第二部は大会式典が行われ、群馬県連齋藤会長による開会挨拶、全法連小林栄三会長による主催者挨拶、国税庁住澤長官、その他の主賓からの祝辞が述べられた。

続いて、各種表彰制度表彰会の紹介・代表県連への表彰状授与、令和6年度の税制改正提言の報告が行われた。

また、鹿児島法人会青年部会による租税教育活動報告の後、税制改正提言内容を盛り込んだ大会宣言が行われた。

第三部はホテルメトロポリタン高崎に会場を移し、コロナ禍以降久しぶりの立食形式での懇親会が開催され、全国から集まった法人会員が懇親を深めた。

全法連 小林栄三会長のご挨拶

国税局幹部との協議会開催

令和６年２月８日（木）、ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟において、関東信越国税局幹部と県連役員との協議会を開催した。関東信越国税局から知野課税第二部次長、國見法人課税課長、川島法人課税課課長補佐、新潟税務署から田中署長、小山田副署長、羽賀統括国税調査官、本間上席国税調査官が出席。県連から坂井会長はじめ副会長、理事24名が出席した。坂井会長は、冒頭挨拶で「税務当局の皆様と法人会役員が、情報交換・意見交換を行うことにより、課題を共有し、今後に向けてさらに連携を深めていくことを目的としており、本協議会を有意義に活用願いたい」と述べた。会議ではまず国税局側から「添付書類も含めたｅ－Ｔａｘの普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組」「企業の税務コンプライアンス向上への取組」「租税教育事業（租税教室講師派遣、絵はがきコンクール）の取組」「インボイス制度の円滑な定着に向けた取組」の４項目について説明があった。

その後、各単位会の活動状況等を踏まえ質疑応答が行われ、意見交換が行われた。

協議会出席の皆様

坂井会長の挨拶

年末特別講演会および年末懇親パーティーの開催

恒例の「特別講演会と年末懇親パーティー」が令和５年12月７日公益社団法人新潟法人会との共催により、ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟で開催された。

講師は経済アナリスト、株式会社マネネＣＥＯ森永康平氏。テーマは「日本経済の現状と展望」として、官公庁から公表された各種指標から読み取られる日本経済の現状の分析から今後のあるべき姿などについて熱く語っていただいた。

特別講演会後、年末懇親パーティーが開催され、かつての日常がもどりつつある中、県内各地から参加された方々の異業種交流の場として大いに盛り上がり、１年を締めくくった。

講演中の森永康平氏

開会挨拶をする坂井会長

単位会 活動紹介

柏崎法人会 青年部会連絡協議会 合同セミナー（柏崎）

令和5年10月19日（木）柏崎市産業文化会館にて第39回新潟県法人会連合会青年部会連絡協議会合同セミナーが、関係者を含め92名の参加のもと盛大に開催されました。

柏崎での開催は、コビット19の流行により開催時期が2年延期になりました。会場は県内の単位会青年部会員の熱気に包まれるなか、第一部の式典が始まりました。主催者の県連青年部会連絡協議会の田中会長の挨拶に続き、地元柏崎を代表し柏崎法人会青年部の酒井部長が、柏崎・刈羽地域のPRを含め歓迎の挨拶を行いました。また、来賓には佐々木柏崎税務署長、櫻井柏崎市長、坂井県連会長など6名の皆様をお招きしました。

式典での田中会長の挨拶

第二部の記念講演会では、シモダ産業株式会社の霜田真紀子副社長より、地方の中小企業が変化する事業環境の中で、積極的に新たな事業を創出した事例をご講演いただきました。

霜田氏の記念講演

第三部の交流懇親会では、吉田柏崎法人会会長の乾杯で始まりました。アトラクションでは、コミュニティバンド「Peace & Smile（ピアス）」をお呼びし、懐かしの歌声に会場は大いに盛り上がり一気に交流の輪が広がりました。また、料理には柏崎色を出すため「鯛飯」や「もずくのみそ汁」などを提供し好評を得ました。この懇親会が交流のよい機会になったのではないでしょうか。来年は十日町の地で皆様と再開できることを楽しみにしております。

最後に、ご来賓はじめ多くの参加者の皆様に心より感謝申し上げます。

懇親会での吉田会長の挨拶

単位会活動紹介

「県連女連協合同セミナーin新潟」開催

「第18回新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナーin新潟」が令和５年10月27日に新潟市のＡＮＡクラウンプラザホテル新潟で県内各地より１３０余名の参加者を集め盛大に開催されました。

第１部の式典では、新潟税務署と新潟市並びに県連よりご来賓に出席頂き、ご祝辞を頂戴致しました。

田中会長の主催者挨拶

新潟県連女連協・田中陽子会長の歓迎の挨拶で始まったセミナーは、その後、（一社）新潟地域福祉協会理事長の岡田史様の「私とあなたのこころと心　～備えておきたい介護の心得～」と題した記念講演会で、エゴグラムチェックを実施したり、介護予防のための歌唱をするなど、参加者全員にとって大いなる学びと気付きの機会となりました。

岡田理事長の講演

第２部の交流会では、「飛龍会」さん演奏による勇壮な万代太鼓の響きに身を委ねるとともに、久方ぶりの再会を喜び、交流を深める姿がそこここに見られました。

懇親会での「飛龍会」による新潟万代太鼓の演奏

次回開催地となる高田法人会女性部会の皆さんのマツケンサンバで最高潮に達したセミナーは成功の内に終了することができました。

物産コーナーを含め、セミナーの開催にご協力頂いた皆様に改めて御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

新潟法人会スタッフと「飛龍会」の皆さん

単位会 活動紹介

燕西蒲法人会 青年部会創立30周年

燕西蒲法人会青年部会は、平成6年1月27日に88名の会員で設立し、30周年をむかえました。当時は市町村合併前で12地区会の次代を担う青年経営者、後継者で構成され、広域で活発に事業活動、交流をされていたとの事です。

近年、部会員の高齢化、卒業退会などから当時の半数まで減少している状況から、部会活性化の起爆剤として記念事業への取組みを策定し、昨年より役員を中心に実行委員会を立ち上げ、記念事業、式典、講演会の部門別に担当を振り分け準備を致しました。

後藤部会長挨拶

髙橋洋一氏講演

記念事業については、管内小学校29校へ「税金の知識」「お金の知識」「法律の知識」の図書3冊セットを寄贈しました。また、管内の商工会議所青年部、商工会青年部、県内単位会青年部会の方々からご出席頂き、「髙橋洋一氏」の講演会と併せて記念式典を開催することが出来ました。懇親会については地域内の青年部会、県内単位会青年部会の方々との交流の中で大変盛り上がり、今後の活動に向けて有意義な会となりました。

お陰様で青年部会員も44名から50名に増加、来年度からは委員会を設置し活動の幅を広げて行きたいと考えています。

懇親会での田中県連部会長

税金クイズ

例年、燕物流センターで行われる「燕青空即売会」に当法人会女性部会と青年部会の共催で「税金クイズ」を開催しています。コロナ禍で3年間開催を自粛していましたが、昨年から再開し大勢の来場者で賑わいました。巻税務署長をはじめ職員の皆様も応援に駆けつけて下さり、イータ君にも大活躍して頂きました。

生憎の小雨模様の中ではありましたが、主催者発表で5万人の来場者という中で用意したクイズ800セットがお昼過ぎには無くなるほどの盛況で、その後は「模擬1億円」の重量当て体験などで楽しんで頂きました。

税金クイズの様子

調査課所管法人税務研修会

関東信越国税局調査課所管法人（資本金1億円以上の企業）を対象とする、税務研修会が令和5年11月2日㈭ホテルイタリア軒において開催され、新潟県内対象企業から72名が参加、受講した。関東信越国税局から調査査察部能勢幸治調査管理課長ほか5名、公正取引委員会から1名の講師の方々を迎え、対象企業の実務に関わる実践的な研修が行われた。テーマは「申告内容の誤りが多い事例について」、「国際課税関係の留意事項について」、「電子帳簿保存法について」、「インボイス制度及び印紙税について」、「インボイス制度への対応について」「法人税関係の税制改正について」と多岐にわたっていた。

能勢課長の挨拶

研修の様子

「法人会の地域社会貢献活動　特別講演会」開催予定

開催日：令和6年3月2日（土）
会　場：ANAクラウンプラザホテル新潟
講　師：タレント　山田　邦子　氏
演　題：「がんばろう、大丈夫だよ！」

※ご来場の際におひとり様1本以上のタオルをご持参いただき、ご協力いただいたタオルは、老人介護等の社会福祉施設などに寄贈いたします。

※お申込みが定員になり次第締切りと致します。

編集後記

令和6年能登半島地震により被災された方々、およびそのご家族の方々には心よりお見舞い申し上げます。被災地の皆様ご健康、および被災地の一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

今回の地震をはじめ、昨年の猛暑も記憶に新しいところですが、気候温暖化から、大雨や大型台風など、自然現象による甚大な影響に絶えず対峙していかなければならないと痛感させられます。

法人会の活動はコロナ禍以前に戻ってきており、次回会報誌でも、関係各位からのご支援ご協力をいただきながら、さらにバージョンアップした内容でお届けできるよう努力してまいります。

（小田）